

改正

平成26年12月26日規則第70号

平成31年 4 月 1 日規則第19号

令和 6 年 2 月 9 日規則第26号

長浜市健康づくり推進協議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、長浜市附属機関設置条例(平成25年長浜市条例第27号)第 6 条の規定に基づき、長浜市健康づくり推進協議会(以下「協議会」という。)の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 長浜市附属機関設置条例第 2 条第 2 項に規定する協議会の所掌する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 健康づくりの計画推進に関すること。
- (2) 健康づくりに係る調査研究及び研修に関すること。
- (3) その他健康づくりに関し市長が必要と認めること。

(委員)

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。この場合において、委員の性別構成は、男女いずれも委員の総数の10分の 4 以上とすることに努めるものとする。

- (1) 保健医療関係等の分野に従事する者
 - (2) 関係団体の推薦を受けた者
 - (3) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 特別の事項について調査審議させるため必要があるときは、協議会に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱又は任命する。
- 3 専門委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、会議の招集は市長が行う。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第 7 条 協議会は、専門的事項を調査及び検討するため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に属する委員は、委員及び専門委員のうちから会長が指名する。
- 3 前 2 条の規定は、専門部会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「協議会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と、「委員」とあるのは「専門部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

第8条 協議会又は専門部会は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康福祉部健康企画課において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年12月26日規則第70号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年2月9日規則第26号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。